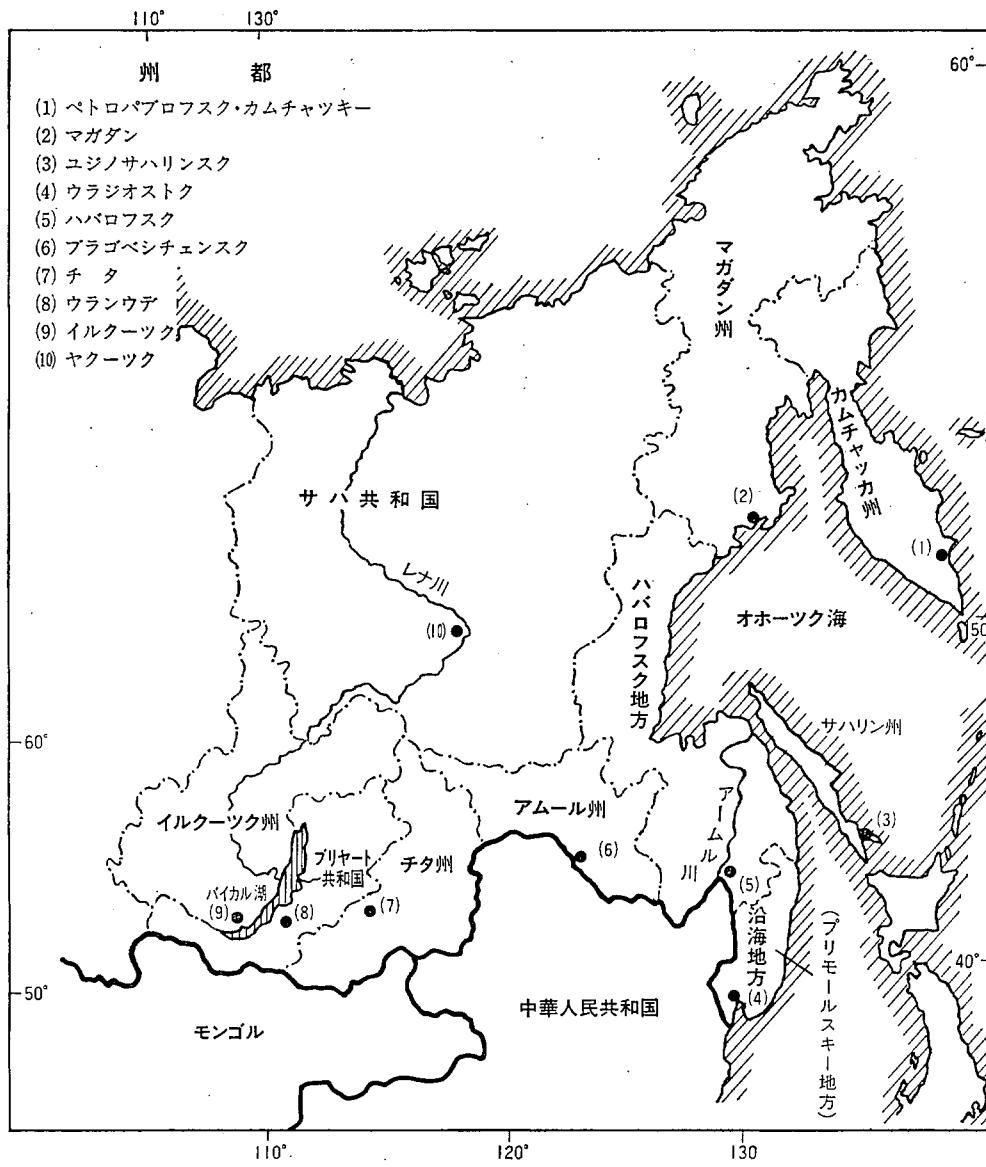


# ロシア極東

面 積 776万7000km<sup>2</sup>  
人 口 1336万8000人  
通 貨 ルーブル(1米ドル=412.2ルーブル、1992年12月31日現在)



(注) ロシア極東の範囲は、本年報72ページを参照

# 1992年のロシア極東

## 難航する地方自治権拡大

斋藤 哲・鈴木麗加

1992年はロシア極東にとってモスクワ中央政府による管理体制が強化された1年であった。91年8月の保守派によるクーデター未遂直前までは域内産出製品に対して部分的自主裁量権が付与されるなど、地方自治権拡大への可能性を示唆する要素があつただけに、地元極東にとって期待はずれの趨勢になってきている。その一方で、エリツィン大統領は92年に、極東地域の発展と国家支援に関する一連の大統領令を公布し、投資誘致のための優先的な刺激策の必要性を説くなど当該地域に対する関心を示してはいる。しかし、大統領令自体が乱発され、その実効性に疑問があるなどの理由から、ロシア極東地域の現実的な経済発展には困難な道のりが予想される。

なお、ロシア極東地域は本年報で初めて取り上げる地域のため、以下ではまず対象地域と特徴を概観する。

### 対象地域と特徴

一般に、ロシア極東の厳密な地理的範囲はロシア連邦を構成する11の経済地域のなかで最東端に位置する極東経済地域(ハバロフスク地方、沿海地方、サハリン州、カムチャツカ州、マガダン州、アムール州、サハ共和国)に限られる。しかし本年報では、この極東経済地域に加え、東シベリア経済地域のうちバイカル湖周辺より以東のイルクーツク州、ブリヤート共和国、チタ州まで含めてロシア極東の対象地域として扱った。東シベリア経済地域に属する3地域を対象地域に含めたのには次のような理由がある。第1には、極東向けの主要な地域開発構想やロシア連邦大統領令が、ロシア極東の範囲として、極東経済地域に加えザバイカル(バイカル地方と呼ばれるブリヤート共和国とチタ州)を対象にしていることである。第2には、イルクーツク州、

ブリヤート共和国、チタ州とともに、1990年9月に発足した極東人民代議員ソビエト協会(極東経済協会)に参加している点である。極東経済協会は旧ゴルバチョフ政権下で進められたペレストロイカに対応し、極東・シベリアの地域行政自治体の主導のもとで設立された地域経済協会である。

まず、対象地域であるロシア極東の地理的特徴を概観する。当該地域の面積はロシア連邦全土の約45%を占める。一方、公式統計によると、1991年1月1日現在の人口は全体の9%程度にすぎない。1平方キロメートル当たりの人口は約1.7人であり、ロシア連邦平均の8.7人に比べるときわめて低くなっている。そのなかでも、人口は比較的温暖で社会・生産インフラが整備されている南部地域に集中している。たとえば、沿海地方の場合、人口密度は1平方キロメートル当たり13.8人、またサハリン州では8.2人となっており、ロシア極東の他地域に比べ相対的に高い(「参考資料」表1参照)。

次に、当該地域の経済的側面を見てみよう。資源の豊富なロシア極東は1930年代以降、国民経済の一環として、中央主導のもとで原料採取・低次加工産業に特化してきた。加工能力の未発達なロシア極東地域は、採取した原料の大部分を域外に移出する一方で、付加価値の高い消費財、生産財および食料の大部分を旧ソ連の他地域から移入してきたのである。換言すれば、極東は原料供給基地として、他地域の加工部門の発展の基盤となってきたといえる。その結果、ロシア極東自体の産業構造の多角化は後回しにされ、開発の利益が地域に還元されなかった。このことは、当該地域における社会および生産インフラの遅れ、食糧や消費財の慢性的な不足といった問題を招来している。

たとえば、1990年のロシア共和国(当時)公式統計によると、ロシア極東における消費財生産はロシア共和国平均の6割程度にとどまっている。と

りわけ、軽工業製品をはじめとする非食糧品の生産高は、ロシア平均の3分の1程度にすぎない（「参考資料」表2参照）。食糧生産は比較的高いようだが、この大部分は域外移出向けの食用漁業製品であり、乳製品、肉類、野菜などは絶対的に不足している。その結果、現在でも消費財の約80%を域外から移入するという域外依存構造が定着している。

### 1992年のロシア極東の動向

1992年はロシア極東にとって中央管理体制が著しく強化された年であった。それは91年8月のクーデター未遂直前まで進んでいた地方分権化の趨勢に逆行する流れである。この事実を考慮して、92年のロシア極東の動きを概観する前に91年8月のクーデター直前の極東における動向を簡単にまとめてみる。

1991年5月、地元主導の極東開発構想「極東経済地域およびザバイカルにおける危機打開並びに2000年までの社会・経済発展促進のコンセプト」（以下、コンセプト）が極東経済協会第4回調整委員会で承認された。上記「コンセプト」は、域内のプロジェクトにたいする融資機関として地域の天然資源を担保にした「極東経済発展銀行」の設立を提言するとともに、合弁企業向けの優遇措置をはじめとした局地的開放政策の必要性を強調していた。

具体的には、内外の投資を誘致するために、以下のようない税制上の優遇措置が提言された。たとえば、利潤税の免税期間は当該地域の外資企業、合弁企業の場合、通常の3年間にに対し5年間とする。ハイテク企業や輸出比率が約70%を占める企業には最高50%まで利潤税を軽減する。また生産の近代化、新技術の導入、域内のインフラ整備のために利用される企業利潤は免税とする。さらに域内で生産された財・サービスの輸出関税は減額し、生産に必要な製品の輸入に関しては関税を免除するなどである。

こうした動きを受けて、1991年7月には当時のバブロフ・ソ連邦首相とシラエフ・ロシア共和国首相が共同文書「国有企业の自社製品の取扱い権限の拡大について」（政令815号）に署名した。同政

令は91年末まで極東地域（沿海地方、ハバロフスク地方、アムール州、カムチャツカ州、マガダン州、サハリン州）における企業に自社製品の30%を自由に処分する権利を付与したものである。同時に自社製品の30%に関して、輸出ライセンスの発給は各地方あるいは州に委譲される旨規定された。

極東の政策当局にとっては、21世紀までを視野に入れた地域発展計画を実現させるために大幅な地方分権化が必須であった。地方自治体による域内天然資源の相当量の自主管理が可能になれば、その一部を地元主導の地域開発構想である「コンセプト」が提唱する「極東経済発展銀行」の担保基金とし、外資に対する保証とができる。したがって、政令815号に規定された30%の自主裁量権は、当該地域における自立的発展を推進させるうえでの第一歩であった。1991年8月のクーデター失敗後、旧ソ連邦下での中央集権型経済が崩壊し、マクロ経済面ではガイダール首相代行（当時）のもとで急進的市場経済化路線が進むにつれ、地元極東では、一層の地方分権化が進捗するものと期待が高まった。しかし実際には、案に相違してソ連邦の解体後、エリツィン政権による地方政策は民主化の流れに逆行し、中央集権的色彩を強めるかの印象を地元に与えた。

以下では、1992年におけるロシア極東の動向を、(1)地方自治と自主裁量権の変動、(2)对外経済関係、(3)開発構想、(4)日本の対ロシア極東支援の4点について概観する。

### 地方自治と自主裁量権の変動

1991年8月のクーデター失敗とソ連邦の解体を極東は地域経済の自立化を求める好機とみなしたが、それはエリツィン大統領率いる新政権の思惑とは一致しなかった。とりわけ旧ソ連時代の对外債務と膨大な財政赤字の大部分を引き継いだロシア経済を再建するために、あらゆる資金を動員しなければならない中央政府にとって、豊富な一次資源を持つ極東は重要な外貨獲得源である。したがって、極東資源の大半の管理は中央の手に收める必要があった。

こうした動きを反映し、30%の自主裁量権を規定した政令815号は、次第に形骸化されていった。

まず、1991年11月15日付けの大統領令において、外貨取引はロシア共和国中央政府によって発行されるライセンスに基づき実施されると規定された。さらに、91年12月31日付けの「1992年度のロシア領域内におけるライセンス交付と割当付与に関する政令」は、極東の主要輸出品である水産物、天然ガス、製材などを輸出数量規制の対象としており、政令815号が定めた「30%自主裁量権」を事实上白紙に戻している。

こうした状況のもとで、サハ共和国とブリヤート共和国は、ロシア極東の中では例外的に地方自治権の拡大を進めていった。サハ共和国は、1992年3月31日付けのロシア連邦大統領令により、域内企業が生産する精製貴金属の11.5%ならびに宝石用ダイヤモンドの20%を市場価格で買い上げることができるようにになった。また、輸出ライセンスの発給はサハ共和国政府の決定によって実施され、92年度に限り、ダイヤモンドと金の場合を除く輸出外貨の75%は共和国の自由裁量下に委ねられる旨規定された。

ブリヤート共和国に関しては1992年3月25日付けの大統領令によって部分的な自主裁量権が付与された。まず、ブリヤート共和国領内の企業が生産した製品の30%までを輸出にあてることができるようになった。さらに92年から95年までの期間には輸出外貨の50%が共和国閣僚会議の裁量下に置かれることになった。

サハ共和国、ブリヤート共和国における上記のような地方自治権拡大の動きは例外的といえる。他の極東地域の場合、30%の自主裁量権を定めた政令815号の復活が焦眉の問題であった。こうした極東側の要請に対し、中央政府は極東地域における地元主導の開発の必要性は絶えず念頭にある、というメッセージを送っている。それを裏付ける方策として、1992年、エリツィン大統領は極東経済の自立的発展を謳った一連の連邦大統領令を打ち出した。たとえば、92年4月3日付けのロシア連邦大統領令は、政令815号による30%の自主裁量権を消滅させないために、中央と地方レベルでの調整が必要だと提言した。また92年9月22日付けの大統領令は、極東経済の自立的発展のための国家支援策の推進を強調するとともに、93年上半年に国家地域計画「極東」を作成する旨約束して

いる。さらに、92年12月にはクリール諸島（千島列島）を経済特別区に指定する連邦大統領令を発表し、クリールの企業に外貨の部分的自主処分権を付与するなどの特典を与えていた。

これらのメッセージに対し、地方側の反応は冷ややかである。その要因として、エリツィン大統領の支持母体である「民主ロシア」は国内での政治基盤が弱く、地方・中道勢力からの支持を渴望していると地域側から見透かされたこと、ならびに大統領令自体が乱発されていることなどを留意するべきである。したがって、上記の大統領令にしても「極東重視の政治的ジェスチャー」にすぎないという地元の見方もあり、中央に対する不信感は強い。また一般に経済特別区設置政策についていえることであるが、クリール諸島の経済特別区化にしても、国内財政状況を無視した一地域優遇政策について中央の政策立案当局内でのさまざまな意見対立もあり、連邦大統領令の実効性には依然として疑問がある。

## 対外経済関係

1992年、ロシア連邦は国家レベルでの外交活動でも対ロシア極東支援を訴えることが多かった。たとえば、韓国を公式訪問したエリツィン大統領は11月19日に盧泰愚大統領と首脳会談を行ない、その際、韓国に対し全部で74件もの経済共同事業を提案している。具体的には、サハ共和国の天然ガス開発およびパイプライン敷設、ナホトカ近郊における韓国工業団地の建設プロジェクトなどが挙げられた。韓国側からは支援に関する確約は得られなかったものの、11月20日に発表された韓ロ共同声明では、シベリア、サハリンの石油、ガスなどの天然資源の調査ならびに開発における韓国の参加の必要性が強調されている。同時に、「サハ共和国の天然ガス共同開発に関する議定書」が締結され、サハ共和国内にあるヤクート・ガス田開発に関し両国が共同で企業化調査に乗り出すことが正式に決まった。

さらに、エリツィン大統領は、12月17日に中国を訪問した際にも、シベリア・極東の資源開発に対する中国の支援を要請した。これに対して、李鵬首相は「積極的な態度でのぞむ」と応じ、中国、

ロシア両国が12月18日に調印した中ロ共同宣言には、北東アジアの経済協力の促進が謳われることになった。

地方単位の交流も目立った。アメリカ、カナダの西海岸ではロシア極東に対する関心が高まりつつあり、とくに米ワシントン州のシアトル、オレゴン州のポートランド地域が経済交流を深めている。たとえば、1月1日にウラジオストク港が外国人に完全開放されたのに伴い、シアトルの大手船舶会社がウラジオストクのファーイースタン・シッピング(FESCO)と合弁会社を設立、79年のソ連軍によるアフガニスタン侵攻以来中断していたFESCO船によるアメリカーロシア極東間の輸送サービスを再開した。ワシントン大学やポートランド州立大学ではロシア企業の中堅幹部を招いた経営技術指導も始まった。

さらに、ロシア連邦が南アフリカ共和国と2月、36年ぶりに外交関係を正常化したのに伴い、両国では経済交流が進展した。とくにサハ共和国が、共和国内で生産されるダイヤモンド原石の95%を南アフリカのダイヤモンド・シンジケートであるデビアス社を経由して輸出する契約を結んだことは、注目に値する。デビアス社は、ダイヤ原石の約80%をコントロールしている世界最大のダイヤモンド・シンジケートである。その一方で、產出国であるサハ共和国とデビアスを通さずに直接取引しようという動きも出てきた。東京を中心に12店を展開するエフアール社が8月、サハ産ダイヤのうち現地で研磨した10%を独占的に販売する契約を同共和国政府と結んだ。

日米欧が参加する大規模案件としては、サハリン島大陸棚の石油・天然ガス開発事業が挙げられる。同事業は1991年夏に国際入札が実施され、三井物産、アメリカのマクダーモット、マラソンの三社グループがピルトン・アストラ、ルンスコエと呼ばれる2鉱床の企業化調査権を取得した。その後、92年9月にシェルが、同年12月には三菱商事が新たに加わり、五社連合になった。各社の持ち分はアメリカ石油会社のマラソン・オイルが30%，米エンジニアリング会社のマクダーモット、英蘭系国際石油資本(メジャー)のロイヤル・ダッチ・シェル、三井物産の3社が20%ずつ、三菱商事が10%となった。一方、サハリン沖には官民合

同の石油開発公社、サハリン石油開発協力(SODECO、本社東京)が探鉱したチャイウォ、オドプト鉱床が見つかっているほか、未探鉱の地域が残されており、SODECOはアメリカ国際石油資本エクソンと協力して、これらの鉱区において石油・天然ガス開発を計画している。

極東に対する関心の高まりを反映し、日本における極東向けの唯一の玄関口である新潟空港を利用するビジネスマンが前年に比べて増加した。新潟—ハバロフスク便の利用客は1992年で3万9098人で前年より6400人、2割程増えた。座席利用率は前年の71.7%に対し、年平均で77.4%と好調であった。一方、イルクーツク便の利用客は前年の1353人に対し4099人とほぼ3倍増だった。座席利用率も28.7%と前年の16.1%に比べ上昇した。

さらに、11月24日から27日まで東京で開かれた日ロ航空交渉の結果、新潟—ウラジオストク定期路線が1993年の早い時期に開設されることが決まり(その後4月からのオープンが決定)、新潟はハバロフスク線、イルクーツク線に続いて3番目のロシア極東路線が開設されることになった。同時に、日ロ航空交渉では、函館空港とサハリン州のユジノサハリンスク空港との航空路を開設する合意書が調印された。函館空港には、入国管理体制などが整っていないことから、実際の運航は94年4月以降になる見通しである。

8月にはハバロフスクで、日本、アメリカ、ロシアの航空当局者による協議が行なわれ、新たにアラスカと日本を結ぶ「カムチャツカ・ルート」2本を1993年1月に開設することが合意された。同ルートはアラスカからカムチャツカ半島上空を通過して北海道・紋別上空に至る路線で、現在の「北太平洋航空路」の北側に設けられ、これにより日米間の空路の混雑緩和が見込まれる。一本はカムチャツカ半島の先端付近を通り、83年に領空侵犯したとして旧ソ連軍に撃墜された大韓航空機がたどったのとほぼ同じルート、もう一本は同半島の付け根付近を経由する。日米の航空当局は両国間を結ぶ主要ルートである北太平洋航空路の混雑が激しくなっていることを考慮し、ロシア側に領空通過を働きかけていた。

ビジネスパートナーとしてロシア極東に対する国際的関心が高まっている一方、外国からの進出

企業のトラブルも目立った。経済混乱や現地住民の反対から事業停滞を余儀なくされている合弁企業も多い。たとえば、韓国の現代グループが手がける極東最大の森林伐採プロジェクトは、ソ連の解体に伴い伐採地区の住民が反対運動を展開、計画の大幅縮小の可能性が出ている。現代グループは1990年7月、沿海地方木材公団などと合弁会社「スペトラヤ」(本社ナホトカ市)を設立し、百万立方㍍の木材伐採を計画、3000万㌦以上かけた最新鋭のフィンランド製伐採機械の現地配備も済ませていた。1月のウラジオストク開放に伴い、92年3月には同市に支店を移し、伐採プロジェクトを本格化させようとしていた矢先に、ソ連の解体をきっかけに地区内にあるビキン川上流の少数民族「ウデゲ」が「森林の乱伐で狩猟動物の生態系が破壊される」ことを理由に、伐採に対し強硬に反対したために、計画は行き詰まっている。92年6月に住民側が開発を認める沿海地方行政長官(知事)令の無効を訴えて地方裁判所に提訴したが、9月には同令の有効性が認定され、11月現在、モスクワの最高裁判所に上告の最中だとされている。

上記のような投資リスクの大きい状況にもかかわらず、相次いで外国企業はロシア極東に進出している。1992年12月には北方領土の国後島にドイツ企業の技術援助で大型の冷凍庫が完成した。国後島ユジノクリリースクの漁業コンビナート敷地内に建設されたもので、収容能力2000㌧級、総工費は165万㌦(約1億3000万円)である。ドイツ・ブレーメン市の民間会社「モンタージュ」が、本国から直接資材を運んで約2カ月半で建てた。マイナス30度で魚介類を急速冷凍できる。同コンビナートは、93年4月にはドイツ製のビール工場と魚の燻製加工工場、従業員らの保養施設を敷地内に建設する計画である。

### 開発構想

これまでロシア極東を対象にし、国際機関が関係している代表的な開発構想としては「大ウラジオストク開発構想」と「豆満江(中国名:図們江)開発構想」が挙げられてきた。「大ウラジオストク構想」は国連工業開発機関(UNIDO)が日本関係機関・企業に調査を委託する形で作成し、産業基

盤整備関連だけで2010年までに150億㌦から200億㌦の投資を見込んでいる。一方「豆満江流域開発」は、国連開発計画(UNDP)の主導のもとで進められている。朝鮮民主主義人民共和国(北朝鮮)と中国、ロシア国境の豆満江流域を結ぶ地域に20年間で約300億㌦を投資し、産業都市や埠頭を建設しようというもので、北東アジア経済圏づくりの中核と位置づけられている。

「大ウラジオストク構想」の場合、地下資源を担保にした地方政府独自の海外からの資金調達など大幅な自主裁量権の拡大が前提条件にあるため、中央政府との摩擦が避けられない。構想は1991年末に青写真としてまとめられ、エリツィン大統領に提出されたが、連邦政府側の思惑もからんで、具体化までにはなお曲折が予想される。

豆満江流域開発に関しては、第1回計画管理委員会が1992年2月27、28日の2日間、ソウルで開かれ、北朝鮮、韓国、中国とモンゴルが出席し、日本とロシアがオブザーバー参加した。さらに8月25日には、ウラジオストクにおいて、豆満江開発国際会議が開かれた。会議には日本、中国、韓国、北朝鮮、ロシア、アメリカ、モンゴルの7カ国から約100人の政府当局者、経済人、学者が参加した。討議の結果、開発の準備段階として、「北東アジア開発銀行」や北東アジア版OECDの設立が提言された。

もっとも豆満江開発に関して、ロシア極東はあまり乗り気ではない。8月、豆満江のロシア側国境を管轄する沿海地方ハサンスキー地区のメルニチエシコ地区長官は「ロシアは(中国の吉林省などが構想している河川港建設を中心とする)豆満江開発の必要性は感じない」と語り、その理由として、(1)豆満江開発の資金を北朝鮮やロシア極東の港湾設備の改修・拡充に充てたほうがより効率的、(2)河口を浚渫すると海水が川に逆流して環境破壊を招くなどを挙げた。

9月、エリツィン大統領は「極東およびザバイカルの発展と国家支援措置に関するロシア連邦の大統領令」を公布した。同大統領令は、極東への優遇措置を採択することによって労働力や資本を誘致し、自立的発展を促進させる、という内容で、1993年上半期までに地域開発計画「極東」の作成を約束している。こうした動きを受け、沿海

地方政府では「大ウラジオストク構想」と「豆満江開発構想」を連携させた開発構想を「沿海地方社会経済基盤」としてまとめる計画が進められている。沿海地方では、ナホトカ市が90年10月に経済特別区に指定されていることもあり、沿海地方全体を経済特別区に指定しようという動きもある。

さらに、12月8日にエリツィン大統領は、クリール諸島(千島列島)の「社会経済発展に関する大統領令」に署名した。大統領令は、クリール諸島の「北部」「中部」および日本が返還を要求している北方領土に当たる「南部」の全地域を対象にしたもので、この地域を経済特別区として指定し、経済的な特典を与え、地域経済の振興を図ることを目的にしている。同大統領令は特典として、当該地区内の企業に外貨の部分的自由処分権を与えること、最長99年間の外国企業への土地賃貸を許可することなどを明記している。しかし、北方領土が経済特別区に含まれたことに対し、日本側は外交ルートを通じて大統領令の再考を求める申し入れをした。

### 日本の対ロシア極東支援■■

1992年には、対ロシア支援を急ぐべきだとする国際的風潮が高まるにつれ、以下のような一連の多国間会議において同国に対する支援問題が取り上げられた。日本も、北方領土問題が解決しない限り、対ロ本格支援は実施しないという政経不可分の原則を崩さないまま、多国間支援の枠組みに参加することになった。まず、1月にワシントンで開かれた対旧ソ連支援会議には、世界47カ国、7国際機関の外相、首脳が参加し、主に緊急人道支援に関する協議が行なわれた。その結果、食料、医療、住宅、エネルギー、技術支援の5分野にわたる支援の行動指針が取り決められた。また4月には7カ国蔵相会議(G7)にオランダ、ベルギーなどが加わった10カ国蔵相会議がワシントンで開かれ、各国はロシア通貨ルーブルの安定化基金創設に関して合意した。具体的には、IMFの一般借り入れ取り決め(GAB)を活用し、G10各国から合計60億㌦の資金をIMFを通じて拠出するというもので、基金創設の条件としてIMFと経済改革プログラムを作成し、それを着実に実行すること

と、金融政策をルーブル通貨圏内で協調して実施することなど4項目が挙げられた。

さらに、6月には、先進国首脳会議(ミュンヘンサミット)にエリツィン・ロシア大統領を交えた「G7プラス1」会合において、総額240億㌦にのぼる三段階実施を柱とする本格的な対ロ経済支援の枠組みが決められた。同サミットの「政治宣言」では、北方領土問題を抱える日本の特殊な立場が考慮され、「ロシアの法と正義の原則に基づく外交政策の遂行が領土問題の解決を通じた日ロ関係の完全な正常化の基礎となるものと信じる」と明記されるに至った。これに対しエリツィン大統領は「北方領土問題はあくまでも日本とロシア二国間の問題である」と反発した。

10月には、東京において旧ソ連支援調整国会議が開かれた。同会議では、ロシアなど旧ソ連諸国の市場経済移行を助けるため、食糧・人道援助に加え、中長期的視点からの支援拡大の必要性が強調された。日本は、ロシア極東に重点を置いた1億㌦の対旧ソ連無償援助ならびに中央アジア諸国に対する技術協力などの実施を表明した。

上記に見られるように、対ロ支援に関する国際的気運が高まっているなかで、政経不可分の原則を標榜する日本も、限定期的に、ロシア極東に対する技術調査団の派遣や人道支援を実施しつつある。たとえば、2月にはロシア極東地域に対して緊急物資が輸送された。これは、1月に旧ソ連への人道的緊急援助として拠出を決定した65億円の第一段で、食糧、医薬品など、当該地域において最も不足している物資を緊急空輸したものである。また、10月にはロシアの軍需工場を民需工場に転換させる方法を探る「軍民転換極東調査団」が派遣された。同調査団は大手民間企業の航空機と船舶の専門家、および通産省、運輸省の担当者らによって構成され、ハバロフスク、ウラジオストクなどの船舶修理工場や戦闘機製造工場を視察した。

また、11月24日には4月に設立された「北海道・ロシア極東医療交流基金」(コースチャ基金)の運用による医療交流の第一号が北海道を訪問した。訪問したのは、サハリン州研修医師団(団長=コノバーロフ州同保険局次長)のメンバー7人である。また日本の環境団体「市民バンク・エコ研究室」が、工場排水の流入などで水質汚染が進んでいる

バイカル湖の実地調査を実施した。8月に水質調査の専門家や日本気象協会の職員などによって構成される訪問団が派遣され、ロシアや米国の市民グループと共同で湖水の汚染度測定などを行なった。

さらに政府レベルでは、日本の外務省が12月8日ハバロフスクで開かれた国際赤十字の地域交流会議で、モスクワに設置された国際機関「救援委員会」を通じた救援食糧をロシア国民に安く提供し、その利益を地域の社会投資に回す極東支援策を1993年から実施する方針を明らかにした。日本政府は「救援委員会」に基金を拠出して食糧を購入してもらい、極東などの国営店で市価より安く市民に販売、その売上金を社会基盤整備に活用してもらうという試みである。日本政府としては、北方領土問題が未解決であるため直接的な経済支援はできないが、「救援委員会」という国際機関を通じてその障害を乗り越え、対ロシア極東支援を推進させたいという考えに基づいている。

北方領土問題に関しては、9月に予定されていたエリツィン大統領の訪日が直前に延期され、基本的立場の相違が解消されずに終わり、問題解決の糸口は見られなかった。こうした政府レベルでの日ロ間交渉の難航の一方で、北方領土において日本の神経を逆なでするようなロシア側の行動ならびに決定が目立った。9月に香港企業のカールソン・アンド・カプラン社が色丹島の土地を現地行政当局と賃貸契約を結び、観光開発を計画していたことが明らかになった。同社は北方4島の一つ、色丹島の278ヘクタールを50年間賃貸する契約をサハリン州南クリール当局と締結したものである。これに対し、日本政府が色丹島を含む4島を日本固有の領土であるとし、計画中止を求めた結果、同社は契約の遂行を断念した。

さらに、12月にはエリツィン大統領がクリール諸島（千島列島）の開発に関する大統領令に署名した。これは前述したとおり、同諸島を経済特別区に指定し、外国企業に99年の土地賃貸を許可したものである。同大統領令に実効性があるかどうかは今後の動向を見なければはっきりしないが、対日領土交渉への配慮を欠いた行動として日本側は

外交レベルで抗議を申し入れた。

一方、北方領土のビザなし交流が4月に始まった。北方4島のビザなし交流は、1991年4月に来日したゴルバチョフ大統領（当時）の提案で日ソ共同声明に盛り込まれたものである。渡航対象者は旧島民、領土返還運動関係者、行政や報道関係者に限定され、ロシア側は4島住民だけを対象にしている。4月の第1回交流以降10月の最終日程終了まで、双方併せて572人が往来した。11月には、ロシア側の行政代表団（テレシコ南クリール地区人民代議員議長ら6人）が来日し、ビザなし交流についての総括協議が行なわれた。テレシコ議長は会見で、元島民や北方領土返還運動者などに限られている日本側の渡航者枠を、民間外交を受け継いでいく青少年にまで広げて欲しいと述べるとともに、経済交流の必要性を訴えた。

以上1992年のロシア極東の動向を考慮に入れたうえで、93年の展望を若干つけ加えておく。まず国内経済が危機に瀕している現在、93年も国益優先に基づく中央管理体制が維持されると考えてよいだろう。問題はモスクワ中央政府による管理路線のもとで、ロシア極東における局地的開放が可能か、という点である。エリツィン大統領は92年に極東向けの一連の大統領令を公布し、当該地域における地域的自主管理の必要性を強調しているが、既に述べたとおり、これらの大統領令の実効性には疑問がある。しかし、仮に上述の大統領令が「政治的ジェスチャー」以上の実質的機能をもち、中央政府レベルでも依然として極東経済の抱える問題に対する認識が維持されるとすれば、極東資源に対する部分的自主裁量権の付与など地元主導の極東開発への道が開かれるとともに、局地的開放政策の採択によって、外資にとっても有利な投資環境が形成される可能性があるだろう。92年9月に公布されたロシア連邦大統領令によると、93年上半期までに国家支援計画「極東」の作成および採択が予定されている。この計画が極東地域向けの局地的開放政策の方針を定める契機となることが地域経済発展の実現にとって望ましい。

（斎藤：日本経済新聞論説委員  
鈴木：動向分析部）

- 1月1日 トウラジオストク港の対外完全開放。
- 2日 トエリツィン政権が価格自由化。
- 5日 ト極東の発電所が石炭不足による送電停止の可能性を関係業界に警告。
- 12日 トヨードロフ・サハリン州行政長官が訪韓。
- 16日 ト日本政府がロシア極東地域を主対象に65億円(約5000万ドル)相当の食料、医療品無償援助決定。  
トロガチョフ・ロシア外務次官が北朝鮮訪問。
- 27日 ト渡辺外相、ヨードロフ・サハリン州行政長官とモスクワで会談。
- 28日 トロシア政府がサハリン大陸棚石油・天然ガス開発国際入札で三井物産、米マラソン・オイル、同マクダーモットの3社グループの落札を決定。
- 31日 ト章孝啟・台湾外交部次長がロシアへの米10万ドル援助(うち極東地域5万ドル)取り決めを公表。  
トニューヨークで日露首脳会談。宮沢首相が北方領土問題に関連して「潮時」発言。
- 2月6日 トマディガン米農務長官が対ロシア無償食料援助を発表。極東地域重点に粉ミルク、小麦粉など。
- 10日 ト日露平和条約作業部会、モスクワで開催。
- 17日 ト大韓貿易振興公社がウラジオストク事務所開設。  
ト太平洋艦隊駆逐艦「アドミラル・ザハロフ」がウラジオストクのウスリー港で火災。
- 19日 トユジノサハリソクでサハリン・北海道第1回協議。ビザなし交流実施合意。
- 20日 トスラブ系コサック指導者会議(ユジノサハリソク)。日露国境線変更交渉停止などの主張を声明。  
ト軍事企業グループが合弁企業「ボテンツィアル・サハリナ」をユジノサハリソクで設立と決定。
- 25日 トウラジオストク北方のウスリースクで市民が食料品高騰に抗議して道路を封鎖。  
ト韓国水産庁が北方4島周辺水域を含むロシア200海里水域内での韓国漁船操業合意を公表。
- 27日 ト豆満江流域開発第1回計画管理委員会、28日までソウルで開催。
- 28日 トカムチャツカ州議会がエリゾボ空港の対外開放を決定。
- 3月3日 トウラル地方の農産物販売会社ディオニスが中国の四川、河南両省と中国農民雇用契約調印。
- 11日 トサハリン州当局がドイツの「投资基金」と天然資源担保の200億ドル融資契約を締結と発表。
- 12日 トウラジオストク市議会・沿海地方都市代表会議が大ウラジオストク圏創設の地域評議会設立を決定。
- 15日 トハバロフスク市が中国の撫遠市とウスリーカム島でのビザなし共同自由市場開設で合意。
- 17日 トコズイレフ・ロシア外相が訪韓。18日、ウラジオストク、釜山両総領事館開設で合意。
- 20日 ト訪日中のクズネツオフ沿海地方行政長官が極東地域を発展途上地域、ODA対象地域と認定するよう日本に要望。
- 25日 トイルクーツク州議会がロシア最高会議と中央銀行に緊急財政支援を要請。  
ト大統領令によりブリヤート共和国の輸出に関する自主裁量権が拡大。
- 27日 トブリヤート・ソビエト社会主義共和国がブリヤート共和国に国名変更。
- 31日 トロシア連邦条約調印。  
トサハ共和国の宝飾用ダイヤ、貴金属買い上げ比率に関する大統領令。
- 4月3日 ト自主裁量権の中央、地方間調整に関する大統領令。
- 7日 トナホトカ環境保護団体がナホトカ港付近の海底で放射性物質発見と発表。
- 9日 ト極東地域の企業に対し輸出税免除などの措置を盛り込んだ大統領令。
- 18日 トロシア政府が豆満江沿いハサンのイロイツア湾開放を決定。
- 22日 ト北方領土住民のビザなし渡航第一陣が北海道根室市の花咲港に到着。
- 27日 ト山形市がブリヤート共和国ウランウデとの交流合意文書に調印。  
トロシア極東鉄道局が中国吉林省とクラスチノー・琿春間鉄道の建設意向書に調印。
- 5月7日 トロシア軍機ミグ31が日本領空侵犯。8日、ロシア外務省は「近接したが指令で引き返した」と説明。
- 14日 トウラジオストクの太平洋艦隊で弾薬庫爆発事故発生。
- 15日 ト日露、貝殻島コンブ・ウニ漁交渉妥結。
- 20日 ト日本、韓国、ロシアが北方領土周辺水域での韓国漁船操業に関する再調整措置で原則合意。
- 30日 トハバロフスクで北太平洋フォーラム設立総会。
- 6月7日 ト経済特区に対する輸出関税軽減の大統領令。
- 9日 トハバロフスク原発建設計画に住民反対運動。
- 13日 ト横路北海道知事がヨードロフ・サハリン行政長官とユジノサハリソクで会談。
- 15日 ト『ニュース ウィーク』誌がアラスカーシベリア間鉄道用トンネル建設設計画を報道。
- 16日 ト米露首脳会談(ワシントンで17日まで)。核軍縮

合意、ワシントン憲章調印。ベーリング海の漁業、環境保護、バイカル湖自然保護などに関する声明。

20日 ト韓国外務省がサハリン残留韓国人の永住帰国予定を発表。

23日 ト太平洋艦隊燃料施設火災(ウラジオストク)。

30日 トエリツィン大統領が李相玉韓国外相と会談(モスクワ)。サハリン開発への韓国参入を要請。

7月2日 ト中露国境線確定交渉開始(モスクワ)。

ト韓国、北朝鮮がサハ・北朝鮮・韓国天然ガス・パイプライン建設で基本合意、と『韓国経済新聞』が報道。

7日 トミンヘン・サミットが北方領土問題に言及の政治宣言を発表。

14日 ト豆満江沿いハサン港が対外開放。

18日 トコズイレフ外相がペトロバプロフスク・カムチャツキー訪問。

22日 トロシア政府がウラジオストク空港の国際線開放を決定。

23日 トユジノサハリンスクでロシア科学アカデミー極東部編集『南クリール』出版記念会。

28日 トロシア最高会議北方領土問題聴聞会。

8月3日 トコムソモリスク・ナ・アムーレのガガーリン航空機工場が中国に戦闘機スホイ27売却。

5日 トロシア全土で国営・集団農場代表集会。ハバロフスク、ウラジオストク、ユジノサハリンスクでも。

トロシア科学アカデミー極東支部の探査船が台湾との海洋資源調査を終えウラジオストク帰港。

18日 ト中露貿易経済科学技術協力会議=モスクワ。

20日 ト第5回極東・シベリア・北海道代表者会議、イルクーツクで開催(2日間)。

ト中国政府代表団がウラジオストク訪問、続いてブランゴベシチエンスクなどへ。

22日 ト衆議院ロシア極東政経調査団がユジノサハリンスク入り。

25日 ト第12回日露知事会談、モスクワで開催。

ト北東アジア経済協力(豆満江開発)国際会議、ウラジオストクで開催。

26日 ト日本の宝飾品専門店エフアール社がサハ共和国内合弁企業との研磨済みダイヤ独占販売契約を発表。

9月3日 トサハ共和国が南アフリカのダイヤ・シンシケート、デビアス社と合弁企業設立。

8日 トロシアと台湾が相互に経済文化協調委設置で合意、と台湾外交部が発表。

9日 トロシア大統領府が大統領訪日・訪韓延期声明。

10日 ト南クリール地区が色丹島の一部を香港企業に長

期賃貸の契約、と『ソビエツキー・サハリン』紙が報道。

13日 トハバロフスク自動車輸送公社が日本商社と修理サービスセンター設立で合意。

トダライ・ラマがロシア訪問。

16日 トロボフ政府専門家会議議長が台湾訪問。22日、航空・観光覚書調印。

22日 ト極東地域、ザバイカル地方の経済発展支援に関する大統領令。

25日 トロシア外務省がモンゴル駐留軍の撤退完了と発表。

26日 ト日露税関連絡会議、ウラジオストクで開催。

10月1日 トロシア政府が民有化証券配布開始。

12日 トハバロフスクに通信社「インフォルムエトノス」設立。

14日 ト極東ユダヤ人自治州がビロビジャン収容所の日本人捕虜遺骨を日本に送還したと発表。

トエリツィン大統領が大韓航空機墜落事件の新資料を韓国側に引き渡し。

22日 ト香港企業は色丹島賃貸契約の不履行を決定、と在香港日本領事館が発表。

トロシア原潜が太平洋上からICBM発射実験。

11月18日 トエリツィン大統領が訪韓(20日まで)。基本条約調印。共同声明発表。国防相間了解覚書調印。サハ共和国天然ガス共同開発議定書調印。

22日 トオーストラリアがウラジオストクに領事館開設。

24日 ト東京で日露航空交渉(27日まで)。

12月8日 トモスクワで、大韓航空機墜落事件4カ国調査会合(10日まで)。

トクリール諸島の社会経済発展に関する大統領令。南クリール(北方領土)を含め外国企業への長期土地貸与認可。

14日 トロシア人民代議員大会でガイダル首相代行が辞任、チェルノムイルジン副首相が首相に就任。

15日 トウラジオストク空港が発着機への補給燃料不足で閉鎖。21日、ユジノサハリンスク空港も閉鎖。

16日 ト日露外務次官級事務レベル協議=モスクワ。

17日 トエリツィン大統領が訪中(19日まで)。軍事面含む協力推進の共同宣言調印。各種協定文書調印。

20日 ト北朝鮮に雇用された旧ソ連兵器専門家36人がモスクワ近郊の空港で8日逮捕された、と英『サンダー・タイムズ』紙が報道。

30日 トロシアは現在も沿海地方沖の日本海やオホーツク海などで放射性廃棄物の海洋投棄継続、とロシア政府調査委が発表。

## 1 「極東およびザバイカルの発展と国家支援措置に関するロシア連邦共和国の大統領令」

ロシアの復興に占める極東およびザバイカル地方の重要な役割、ならびにその資源ポテンシャルの合理的利用、ダイナミックに発展しつつあるアジア太平洋地域における地政学的位置、また住民の生活条件向上の必要性を考慮し、次のことを決定する。

1. ロシア連邦政府は、サハ(ヤクーチア)共和国政府、ブリヤート共和国閣僚会議、沿海、ハバロフスク地方、アムール、カムチャツカ、マガダン、サハリン、チタ州、ユダヤ人自治州、コリャーク自治管区、チュクチ自治管区の行政府およびロシア科学アカデミーと協力し、1993年上半期に国家地域プログラム「極東」(以下、単に「プログラム」)を作成し、採択する。それは以下のことを規定する。

- ・新しいタイプの地域経済自主管理への移行、ならびに住民の生活条件の向上を促進する計画に対する国家支援。

- ・国家政策の目的および地域経済の構造改革に対する国家支援の資金源とその形態。

- ・当該地域に自律的発展への移行をもたらすような優先的な社会経済的方向づけと解決方法。

- ・当該地域の個別的な特徴を考慮した上で経済改革深化の主要な方向づけ。

- ・主導的な経済部門の技術の更新、輸出産業の拡大、企業家ならびに投資活動刺激のために必要な内外資本の誘致の形態。

- ・アジア太平洋地域における極東ならびにザバイカル地方の地政学的位置を考えにいれた対外経済関係を拡大させる方法。

- ・国家的なプロジェクトの内容とそれを実現させるためのシステム。

- ・「プログラム」の立案と実現を目的に、ロシア連邦政府は、サハ共和国(ヤクーチア)政府、ブリヤート共和国閣僚会議、沿海、ハバロフスク地方、アムール、カムチャツカ、マガダン、サハリン、チタ州、ユダヤ人自治州、コリャーク自治管区、チュクチ自治管区の行政府と協力し、1カ月以内に「プログラム」の行政機関を設立し、立案と実現のための財源を決定する。

2. 極東ならびにザバイカル地方の経済に対する国家支援を保証するために、ロシア連邦政府はロシア連邦を

構成する共和国ならびに地方、州、自治地域の各執行機関と協力し、融資に関する決議を1カ月以内にロシア連邦最高会議に提出するように命じる。

- ・農工コンプレックス企業、農場経営、個人の住宅建設に対する特恵的融資のためのロシア連邦中央銀行による融資の実施。

- ・当該地域における周知の財政赤字を補償するための1993年の補助金供与。

3. ロシア連邦政府は次のことを実施すること。

- ・ロシア連邦を構成する共和国ならびに地方、州、自治地域の各執行機関が、ロシア連邦執行機関の中央組織に外国の資金(その貸付金のための資金を含む)供与に基づくプロジェクトの資金調達に関して提案する際に、ロシア連邦政府の保証で受け取られた融資金の割合を規定する。

- ・ロシア連邦を構成する共和国、地方、州、自治地域の各執行機関と協力して、当該地域における国民経済の優先的な分野の発展に資本を向けるよう、海外投資に対する国家的保証および特典を供与する制度に関する決議を用意する。

4. 極東ならびにザバイカル地方における熟練した人材を確保し、有効に利用するために、ロシア連邦を構成する共和国、地方、州、自治地域の各執行機関は、1993年1月1日までに、高い熟練度を持つ人材のための物質的刺激ならびに必要な社会経済的条件の整備に関する特別計画ならびに雇用機会の減少を考慮し、極北地方ならびにそれと同様にみなされる地域からロシアの他地域、特に極東ならびにザバイカル地方に対する移住措置計画を立案し、ロシア連邦政府に提出する。

5. この命令は署名のときから施行する。

ロシア連邦大統領 B・エリツィン

モスクワ、クレムリン

1992年9月22日

1118号

## 2 「クリール諸島の社会経済的発展に関する大統領令」

サハリン州北クリール地区、クリール地区ならびに南クリール地区の社会経済状況の安定化の保障、当該地域住民の社会的保護の強化、自然資源の総合的利用に基づ

いた経済発展の活性化に不可欠な条件の創出、国内および外国資本の誘致、对外経済関係の拡大ならびに企業家活動の刺激化を目的として、1991年3月27日付けのロシア連邦共和国最高会議幹部会決定1341-I号（「自由経済地区『サハリン』〈SEZ『サハリン』〉」）にしたがい、以下を規定する。

1. サハリン州北クリール地区、クリール地区ならびに南クリール地区の行政境界内の領域を自由経済地区「サハリン」の範囲内で機能する特別経済地区（サブゾーン）「クリール」に指定する。

2. サハリン州北クリール地区、クリール地区ならびに南クリール地区の領域において定められた秩序に基づいて登録された企業ならびに組織に対し、その組織的法的形態の如何にかかわらず以下の特恵を付与する。

- 輸出ならびに沿海・国境貿易のための供給をふくむ自社製品の自主的利用。かかる製品の輸出に関してはロシア連邦对外経済関係省のサハリン州代表部が輸出入ライセンスを発行するものとする。

- サハリン州行政と協力し、あらゆる種類の生産ブランドに対する加速的減価償却の標準を適用すること。

- クリール諸島当該地区領域内の上述した企業・組織により生産された商品（労働・サービス）の販売を通じて得られた外貨の、国内外貨市場に対する義務的な売却を免除すること。輸出企業はかかる商品（労働・サービス）の輸出によって得られた外貨の20%を、中央銀行が定めた手続きで決められた市場レートにより、代理銀行を通じて当該地域の発展基金に売却すること。

3. サハリン州北クリール地区、クリール地区、ならびに南クリール地区の発展の行政的、商業的、財政的その他の障害を最大限に除去するために以下を規定する。

- 外国、合弁およびロシア企業に対する輸出入ライセンスの売却ならびにロシア連邦の経済水域・クリール漁獲地区における魚・海産物捕獲権を定めた政府間協定による収入（外貨を含む）は、北クリール地区、クリール地区ならびに南クリール地区的財政・外貨基金に向けられ、当該地区行政機関によって水産物保護機関の維持や漁業資源の再生産企業の発展を含む優先的対象に対する融資に使われる。

- 自然環境にもたらされた損害、国内および外国の裁判所によって定められた漁業協定の違反ならびに国民経済の他分野による水産物保有量への損害に対して規則に基づき徴収される罰金ならびに賠償金は、クリール諸島当該地域の予算に繰り入れられ、水産物保護機関、漁業

資源の再生産企業、ならびに同様の管理を実行する国境監視機関の物質技術的基盤の発展のために利用される。

- クリール諸島の漁獲地域における魚および海産物の漁獲割当の自主配分権はサハリン州行政に付与される。

- サハリン州、北クリール地区、クリール地区ならびに南クリール地区のそれぞれの財産管理に関する地域委員会に対し、国家ならびに自治体財産を当該政府の決定により指定される参加者に売却する権利を付与する。国家所有物の民営化により得られる全ての資金は、当該地域の予算外基金に向けられる。同基金は1992年6月4日付けのロシア連邦大統領令第548号（「ロシア連邦における自由経済地域の発展に関する若干の施策について」）に基づき創設されたものである。

- 北クリール地区、クリール地区ならびに南クリール地区の人民代議員会議に、外国投資家に対し99年間まで土地を賃貸する権利を付与する。

#### 4. ロシア連邦政府に対して以下を規定する。

- 1993～95年の国家投資計画を作成するにあたり、サハリン州クリール諸島向けに空港、舗装道路およびエネルギー施設の建設・更新ならびに海上輸送、通信手段、港湾施設・設備の発展の融資に必要な資金の配分はサハリン州行政と合意した対象物の目録に従い実施することを考慮にいれる。

- 1993～95年のロシア連邦の予算を作成するにあたり、サハリン州地域の北クリール地区、クリール地区ならびに南クリール地区領域内に滞在する軍需要員およびその家族に対する社会的日常的サービスに関連する支出の融資のために、ロシア連邦国防省に対する資金の分配を考慮すること。

- 当該地域領内で生産された製品の輸出税支払ならびに域内需要のために移入される商品の輸入税の免除に関する問題を解決すること。

#### 5. ロシア連邦政府は以下の提案をロシア連邦最高会議に提出すること。

- 地方自治組織と協調してクリール諸島領域内の社会・生産インフラならびに農工コンプレックスの維持・発展のための融資ならびに企業の技術的近代化および再建に向けられる部分の利潤に対する課税免除について。

- サハリン州北クリール地区、クリール地区、南クリール地区で定められた規則にもとづき登録され、当該地域において経済活動を主導する企業ならびに組織が、ロシア連邦法規にしたがい利潤税、物品税、付加価値税および天然資源利用料からの見積もり総額をクリール諸島当該地域の地方予算に振り込むことについて。

6. 本規定はロシア連邦サハリン州の一部を構成する領土としてのクリール諸島の既存法規を侵すものではない。

7. 本規定は1991年11月1日付けロシア連邦共和国第5回人民代議員会議決議「経済改革の法的保障について」

により定められた秩序にもとづいて発効する。

ロシア連邦大統領 B・エリツィン  
モスクワ、クレムリン

1992年12月8日

1549号

表1 ロシア極東地域の行政区分(1990年度)

	面積(万 km <sup>2</sup> )	人口(万人)	人口密度
ロシア極東	776.7	1,336.8	1.7
沿海地方	16.6	229.9	13.8
ハバロフスク地方	82.5	185.1	2.2
アムール州	36.4	107.4	3.0
カムチャツカ州	47.2	47.3	1.0
マガダン州	119.9	53.4	0.4
サハリン州	8.7	71.7	8.2
サハ共和国	310.3	110.9	0.4
イルクーツク州	76.8	286.3	3.7
チタ州	43.2	139.2	3.2
ブリヤート共和国	35.1	105.6	3.0

(注) 人口は1991年の数字。

(出所) Narodnoe Khoziaistvo RSFSR v 1990 g., Statisticheskii Ezhegodnik.

表2 1990年度のロシア極東における人口1人当りの消費財生産  
(小売り価格) (単位: ルーブル)

	消費財生産高	消費財		
		食料品	非食料品	軽工業生産高
ロシア平均	1,447	444	1,003	351
ロシア極東平均	905	591	314	135
沿海地方	1,326	912	414	104
ハバロフスク地方	1,006	402	604	267
アムール州	610	362	248	78
カムチャツカ州	1,762	1,614	148	67
マガダン州	623	425	198	128
サハリン州	1,359	1,154	205	78
サハ共和国	306	196	110	65
イルクーツク州	843	339	504	141
チタ州	511	224	287	199
ブリヤート共和国	700	283	417	224

(出所) 表1と同じ。

# 主要統計 口シア極東 1992年

第1表 沿海地方における1992年度国別貿易額

(単位: 1,000USドル)

	輸 出	構 成 比(%)	輸 入	構 成 比(%)
合 計	273,500.0	100.0	446,601.0	100.0
中 国	99,757.0	36.5	313,288.8	70.1
日 本	110,310.2	40.3	90,911.2	20.4
韓 国	11,428.2	4.2	1,206.0	0.3
フ ラ ン ス	20,805.1	7.6		
ア メ リ カ 合 衆 国	61.0	0.0	1,491.3	0.3
オ ー ス ト ラ リ ア	570.1	0.2		
オ ラ ン ダ	10,764.0	3.9	17,816.9	4.0
イ タ リ ア	533.5	0.2		
ベ ル ギ 一	1,513.0	0.6		
ユ ー ゴ ス ラ ビ ア	1,470.0	0.5	679.0	0.2
チ エ コ ス ロ バ キ ア	1,434.9	0.5	94.0	0.0
ス ペ イ ン	287.0	0.1	9,678.5	2.2
ノ ル ウ エ 一			6,445.8	1.4
北 朝 鮮	393.7	0.1	2,672.7	0.6
そ の 他	14,172.3	5.2	2,316.8	0.5

(出所) 沿海地方行政府調べ。

第2表 1992年度沿海地方における品目別輸出高 (単位: 物量ベース, 1,000トン)

鉱石, 濃縮鉱, 非鉄金属	5.9
化学製品	28.4
肥料	138.8
セメント	1.7
魚, 海産物	165.1
木材(1,000立方メートル)	363.2

(出所) 第1表と同じ。

第3表 1992年度の沿海地方における品目別輸入高

(単位: 100万USドル)

	金 額	構 成 比(%)
合 計	446.6	100.0
機械, 輸送機器, 計算機器	158.6	35.5
燃料, 鉱物資源	8.6	1.9
薬品など化学製品	12.9	2.9
食料品	70.8	15.9
消費材	155.9	34.9
物質関連サービス	39.8	8.9

(出所) 第1表と同じ。